

事業計画（福島県南相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況※

市内の地区海岸数	20地区海岸
被災した地区海岸数	7地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	7地区海岸

※ 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

② 堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

鹿島海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

原町海岸・小高海岸 : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 12 月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

④ 平成 23 年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 12 月までに復旧する施設の概要計画を策定※¹した。

・2地区海岸において、本復旧工事に着工※²した。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成 24 年度の成果目標

・6地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した

地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

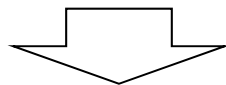
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を記 載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
南相馬市	萱浜	225	堤防、消波工	6.20	7.20	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H26.3	完了予定	・本工事 ・用地買収	本工事	
南相馬市	真野川漁港 南右田	1,288	堤防	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.9	策定中	H25.7	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	背後の復興計画の策定・調整 等	
南相馬市	真野川漁港 烏崎	1,377	堤防、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	本工事	
南相馬市	南海老	1,634	堤防、護岸、消波堤、離岸堤、	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H27.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事	
南相馬市	北泉大磯	747	堤防、突堤、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.3	着工済み	H27.3	完了予定	・用地買収 ・本工事(消波堤)	・本工事	
南相馬市	洪佐萱浜	2,745	堤防、護岸、消波堤、離岸堤、	4.30 ～6.20	7.20	完了	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事	
南相馬市	雫	204	堤防、護岸、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第2 四半期	着工予定	H25.3	完了予定		・本工事	

福島県沿岸の地域海岸分割図

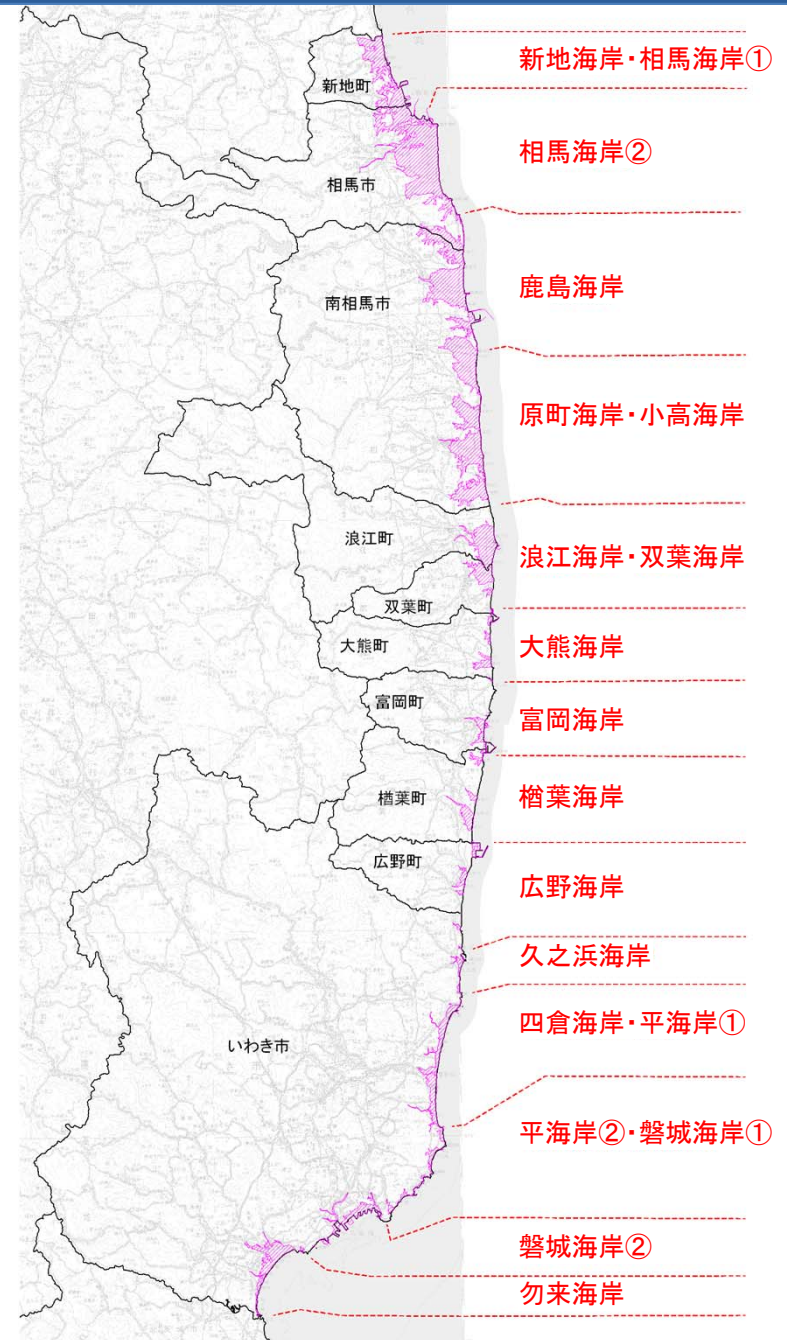
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系新田川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{*2}の災害査定を完了し、25箇所^{※3}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った13箇所着手。うち、6箇所完了。

なお、南相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに9箇所本復旧に着手予定（累計22箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所（累計7箇所）、さらに、平成24年度内に13箇所（累計20箇所）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね4年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（25箇所）で災害査定を完了
- ・ 13箇所本復旧に着手
- ・ 6箇所本復旧を完了

- ④ 平成24年度の成果目標

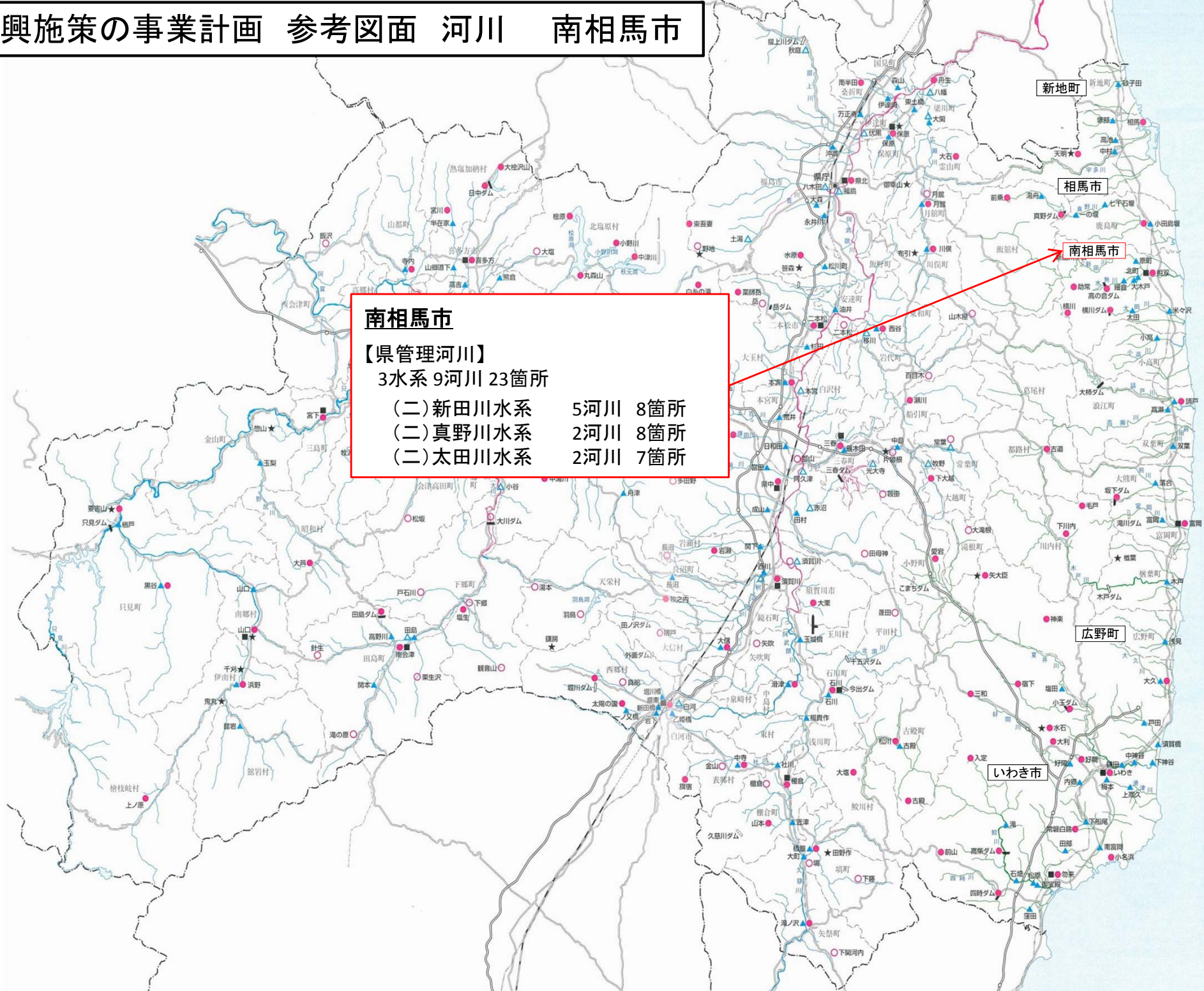
- ・ 新たに、9箇所本復旧に着手予定（累計22箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所（累計7箇所）
平成24年度末まで：13箇所（累計20箇所）

※1 位置図を参照

※2 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

※3 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 南相馬市



南相馬市
 【県管理河川】
 3水系 9河川 23箇所

(二)新田川水系	5河川	8箇所
(二)真野川水系	2河川	8箇所
(二)太田川水系	2河川	7箇所

凡例	
—	1級河川 (直轄区間)
—	1級河川
—	2級河川
	統制局
	監視局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (福島県)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,410ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

八沢排水機場、金沢排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○ 本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね6年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○ 平成24年度から営農が可能な農地 約110ha

○ 平成25年度からの営農再開を目指す農地 約610ha

○ 平成26年度以降の営農再開を目指す農地 約700ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

④ 区画整理等検討状況

右田地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名：鹿島区、原町区、小高区
- ② 海岸防災林の林帯 56 h a が被災。
- ③ 今年中に、南相馬市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。
- ④ これを踏まえ、海岸防災林の基盤整備に早期着手し概ね 5 年で完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね 10 年で完了を目指す。
(保全対象：県道北泉小高線ほか、集落（萱浜）、農地等)

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

南相馬市内の真野川漁港において、平成23年度時点で、岸壁の使用できる状態となっていない。今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了

6. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：鹿島、原町、小高
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：鹿島区南海老地区外7地区、
原町区金沢地区外9地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得及び住宅団地整備を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<南相馬市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の17校について、以下のとおり早急の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まる12校については、平成23年度内に事業着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。うち旧緊急時避難準備区域にある1校については、原発事故により使用できなくなったため、平成23年度中の除染完了まで、応急仮設校舎を使用する。

○ 津波被害を受けた真野小学校については、平成23年度中に応急仮設校舎を建設し、地域の集落移転や地域の要望を勘案し、平成24年度中に移転を含めた総合的な方向性を示す。

○ 原発事故により使用できなくなった11校については、平成23年度中に応急仮設校舎を建設するほか、30km圏外の小中学校の特別教室等を普通教室として使用する。うち旧緊急時避難準備区域にある2校については、平成23年度中の除染完了

まで、応急仮設校舎を使用する。校舎の復旧については、公益立ち入りにより平成 23 年度に現地の被害調査等を実施し、平成 24 年度中に設計を完了し、警戒区域の見直し措置があり次第、可能な箇所から復旧工事を開始する。

<県立学校>

南相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の 4 校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる原町高校及び相馬農業高校の 2 校については、所在する地域が原子力災害による緊急時避難準備区域の設定を受けたことから、臨時措置として応急仮設校舎となる相馬高校サテライト校やサテライト協力校を設置し授業を行っていたが、平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除されたことから、自校での授業を再開し、平成 24 年度内の完了復旧を目指す。
- 小高商業高校及び小高工業高校の 2 校については、所在する地域が原子力災害による警戒区域の設定を受けたことから、応急仮設校舎の設置やサテライト協力校により授業を行っているが、警戒区域の見直し措置後、速やかに被災箇所を調査し、本格復旧に着手する。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園 1 園、高等学校 1 校については、以下のとおり、平成 23 年度中に復旧を完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる幼稚園 1 園について、平成 23 年度内に復旧を完了した。
- 校庭園庭の土壌処理については、上記の幼稚園 1 園、高等学校 1 校について、平成 23 年度内に復旧を完了した。
- 警戒区域内にある幼稚園 1 園については復旧の見込みが立っていない。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<南相馬市立社会教育施設>

- 甚大な被害を受けた原町生涯学習センター（南相馬市文化センター）については、平成 24 年度に解体し、平成 27 年度の再開に向けた再建を目標とする。
- 鹿島体育館、牛島体育館については、平成 24 年度に解体し、平成 24 年度中に建設場所を含めて再建の方向性を示す。
- みちのく鹿島球場については、平成 24 年度中に解体を含めた総合的な方向性を示す。
- 原発事故により使用できなくなった警戒区域内の社会教育施設等（浮舟文化会館、小高コミュニティセンター、小高就業改善センター）、社会体育施設（小高体育セ

ンター及び運動場4施設)については、4月の警戒区域の解除に伴い、平成24年度前期に被害調査及び実施設計を行い、同年度後期から復旧工事の着工を目指す。

なお、除染や上下水道等インフラの復旧の状況により、施設の再開時期の検討を行う。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（640 千トン）の災害廃棄物が発生。
 - ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、一部地域で仮置場の設置に対する住民の理解が得られないため時間を要することから、その他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
なお、平成 24 年 3 月末現在、全ての災害廃棄物の 78%の仮置場への移動を完了している。
 - ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、仮置場の確保に時間を要しているため、平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。
- ※ 警戒区域については未定。
- ④ また、中間処理・最終処分について、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処理を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県南相馬市)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)														
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)												
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)																	
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧				(河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
	←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		
3. 農地・農業用施設																	
基幹的農業用施設 (八沢排水機場等)	がれきの撤去、 応急復旧		本復旧 (市策定の復興計画等や、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)														
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、 用排水施設の機能確保等		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)												
ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等				営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)										
ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧等								営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)						
(注) 大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。																	
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林 (鹿島区他)	<p>今年中に再生方針を決定 → 実施</p> <p>防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を</p>																
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港	<p>25年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す</p>																
6. 復興住宅(災害公営住宅等)	<p>住宅復興計画の策定</p> <p>具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開</p>																
7. 復興まちづくり (1)防災集団移転・区画整理等 (防災集団移転)	<p>集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始</p> <p>集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手</p>																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
(2)学校施設等																	
○幼稚園・小中高等学校等																	
<市立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設		総合的な方向性決定														
	※ 津波による被害を受けた真野小学校は、平成24年度中に方向性を示す。																
警戒区域内の学校の復旧	応急仮設校舎の建設		区域内校舎の調査・設計・復旧														
	※ 警戒区域の見直し措置があり次第、可能な箇所から復旧する。調査・設計については平成24年度中に完了する。																
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	応急仮設校舎(サテライト校)の建設		校舎等の復旧														
	※ 原町高校及び相馬農業高校は、緊急時避難準備区域解除(平成23年9月30日)に伴い平成24年度内に復旧を完了させる。																
警戒区域内の学校の復旧	応急仮設校舎(サテライト校)の建設		校舎等の復旧														
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
校庭・園庭の土壌処理事業	1μSv以上の学校の土壌処理																
警戒区域の学校の復旧	警戒区域の解除後、除染・校舎等の本格復旧																
	※ 現段階では見込みが立てられず。																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
○公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<文化施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																
<市立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧 ※地震により中破した原町生涯学習センターは、24年度中に解体し、2年間で施設を復旧(再建)し、平成27年度に運営を再開する。																
警戒区域の社会教育施設の復旧	施設の本格復旧								※警戒区域内の浮舟文化会館、小高コミュニティセンター、小高就業改善センターについては、24年度前期に実施設計、後期から復旧工事を行う。 なお、除染や上下水道のインフラ整備などの状況により、再開時期については不明。								
<市立社会体育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会体育施設の復旧	施設の本格復旧																
甚大な被害を受けた社会体育施設の復旧	施設の本格復旧								※地震・津波により被害を受けた鹿島体育館、牛島体育館については、24年度中に解体する。再建については、建設場所を含め、現在検討中。みちのく鹿島球場については、復旧・適地への再建を含め、現在検討中。								
警戒区域の社会体育施設の復旧	施設の本格復旧 ※警戒区域内の小高体育センター及び運動場4施設については、24年度前期に実施設計、後期から復旧工事を行う。 なお、除染や上下水道のインフラ整備などの状況により、再開時期については不明。																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
8. 災害廃棄物の処理																	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)
																	(その他の災害廃棄物)
																	(中間処理・最終処分)
																	(木くず、コンクリートくずの再生利用)